

埼玉県介護員養成研修事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者(以下「事業者」という。)の指定について、政令、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年3月厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。)及び介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係)(平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(研修の課程)

第2条 事業者が実施することができる介護員養成研修(以下「研修」という。)の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

2 研修は、研修課程に応じ、埼玉県介護職員初任者研修事業指定要領(以下「初任者研修要領」という)又は埼玉県生活援助従事者研修事業指定要領(以下「生活援助研修要領」という)に基づき、実施するものとする。

(指定要件等)

第3条 政令第3条第1項第1号ロの規定による事業者の指定及び当該事業者が実施する研修の指定は、指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)の申請により、行うものとする。

2 知事は、申請者が次の各号を満たすと認められる場合に限り、事業者として指定を行うものとする。

- 一 法人であること。
- 二 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- 三 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支を明らかにする書類が整備されていること。
- 四 研修会場及び実習施設等が確保されており、受講生が全課程を履修できる条件を整えていること。
- 五 受講者の個人情報等を適正に管理すること。
- 六 省令第22条の27第1項各号及び第2項に定める基準に関し、初任者研修要領又は生活援助研修要領に掲げる運営基準を満たしていること。
- 七 申請者又は申請者の代表者が、介護保険法(平成9年法律第123号)又は政令第35条の2に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受ける者ではないこと。
- 八 申請者又は申請者の代表者が、本県又は他の都道府県により研修事業者としての指定を取り消された者又はその取消の日から起算して5年を経過していない者ではないこと。
- 九 申請者又は申請者の代表者が、介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービ

ス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消された者又は、その取消しの日から5年を経過していない者ではないこと。

十 申請者又は申請者の代表者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消された者又はその取消しの日から起算して5年を経過していない者ではないこと。

十一 申請者又は申請者の代表者が介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他処分を受け、その内容についての改善がなされていない者ではないこと。

十二 第三号に規定する書類、受講生の出席名簿その他の研修の実施に要する書類を適正に5年間保存すること。

十三 その他、研修を適正に実施するための要件を欠いていないこと。

- 3 指定は、実施しようとする研修について、通学課程、通信課程の別ごとに行うものとする。
- 4 申請が政令、省令、告示及び通知に定める要件、この要綱、並びに初任者研修要領又は生活援助研修要領の要件を満たさない場合で補正することができるものであるときは、知事は、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 5 申請者が前項に定める期間に補正を行わない場合は、申請を却下することができるものとする。
- 6 知事は、第1項の審査又は指定した研修の実施状況の確認を行うため、必要に応じて、申請書に記載された事項等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は調査を行うものとする。
- 7 知事は、前項の調査の結果、実施内容が適当でないと判断したときは、申請者に対し、必要な指示を行うことができる。

(指定の申請)

第4条 省令第22条の26の申請は、埼玉県介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

- 2 前項の申請書は、研修の受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、本部及び本校等主たる事業所（以下「研修実施主体」という）を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。
- 3 研修実施主体の所在地の認定は、法人にあっては、原則として、その登記によるものとする。

(指定の決定)

第5条 知事は、前条の指定の申請があったときは、その内容を審査するとともに、指定の可否を決定し、様式第2号の「埼玉県介護員養成研修事業 指定（不指定）通知書」により、申請者に通知する。

ただし、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律等などにより、研修を行う際に他の指定機関からの指定が必要な申請者については、その指定を受けることを条件とした指定を行うことができる。

- 2 知事は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて申請の内容について申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 3 指定を受けずに受講者の募集を行うことはできない。
また、募集を行う場合には、必ず当該研修に係る県指定の番号及び日付を明示するとともに、募集内容が虚偽又は誇大なものにならないようにすること。

(効果測定)

第6条 事業者は、適切な方法で、研修の効果測定を行うものとする。

(変更の届出)

第7条 事業者は指定を受けた研修内容に変更が生じた場合は、様式第3号の「埼玉県介護員養成研修事業変更届出書」を変更になった日から10日以内に指定を受けた福祉事務所に提出しなければならない。

ただし、すべての日程を変更する場合は、第8条による「埼玉県介護員養成研修事業研修廃止・休止届出書」（様式第4号）を提出した上で、第4条の新規指定申請を行うものとする。

- 2 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者が生活援助従事者研修を実施するときは、第4条第1項に規定する申請書（介護職員初任者研修で提出した書類を除く）を研修の受講を募集を開始しようとする日の2か月前までに介護職員初任者研修の指定を受けた福祉事務所に提出しなければならない。
- 3 前項の規定は、既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者が介護職員初任者研修の事業者として指定を受けようとするときについて準用する。

(研修の廃止・休止の届出)

第8条 事業者は指定を受けた研修を廃止または休止する場合は、廃止及び休止となった日から10日以内に様式第4号の「埼玉県介護員養成研修事業 研修廃止・休止届出書」を指定を受けた福祉事務所に提出しなければならない。

- 2 研修開始前に事前に廃止・休止となることが判明した場合はできるだけ事前に提出するよう努めるものとする。

(法人等としての解散、清算または休止の届出)

第9条 指定を受けた事業者が法人等として解散、清算または休止する場合は法人等の解散、清算または休止する予定日の1か月前までに修了名簿とともに様式第5号の「埼玉県介護員養成研修事業 法人等解散・清算・休止届出書」を指定を受けた福祉事務所に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項による届け出をするときは、研修修了者に対して、その旨及び廃止後の連絡先を周知するとともに、研修修了者に対する修了証明書の再発行に対応できる体制を整備しなければならない。

(研修の再開の届出)

第10条 事業者は休止した研修を再開する場合、様式第6号の「埼玉県介護員養成研修事業再開届出書」を研修の受講者の募集を開始する前や再開を通知する前に指定を受けた福祉事

務所に提出しなければならない。

(同一内容の研修の指定)

- 第11条 第4条の指定を受けた事業者が、指定の日から1年以内に講座の初日が設定された、同一内容の研修(同一の課程で、通信または通学の別が同一であるものをいう。)については、様式第7号の「埼玉県介護員養成研修事業 追加指定申請書」により指定を申請するものとする。
- 2 前項の追加指定申請書が提出された場合、指定の可否の決定は、様式第8号の「埼玉県介護員養成研修事業追加指定(不指定)通知書」により行うものとする。

(修了証明書)

- 第12条 事業者は、定められた研修カリキュラム科目を全て修了しかつ定められた修了評価の基準を満たした受講者に対して、修了証明書を発行するものとする。
- 2 事業者は、前項の修了証明書の発行に当たり、公的書類等により受講生の本人確認を行うものとする。
- 3 事業者は、破損、亡失等による修了証明書の再発行の依頼があった場合は、これに応じるものとする。

(修了者名簿及び事業報告書)

- 第13条 政令第3条第2項第2号イの名簿は、様式第9号-1「埼玉県介護職員初任者研修修了者名簿」又は様式第9号-2「埼玉県生活援助従事者研修修了者名簿」より紙媒体及び電子媒体で作成するものとする。
- 2 事業者は省令第22条の30に基づき、様式第10号の「埼玉県介護員養成研修事業報告書」を作成するものとする。
- 3 事業者は、第1項の名簿について、研修終了後60日以内に作成し、指定研修ごとの事業報告書とともに知事に提出するものとする。
- なお、前記の事業報告書は、毎年3月31日までに修了証を発行した研修について作成するものとし、毎年5月31日までに知事に提出しなければならない。
- 4 事業者は第1項の名簿を永久保存するものとし、解散又は清算する場合には、解散又は清算の1か月前までには指定を受けた福祉事務所に引き継ぐものとする。

(情報の開示)

- 第14条 事業者は、別途要領に掲げる内容を自らホームページなどにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努めなければならない。

(指定の取消し)

- 第15条 知事は、事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、政令第3条第3項の規定に基づき当該事業者に係る指定を取り消すことができる。
- 一 第3条第2項各号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- 二 受講生の募集内容が虚偽又は誇大なものであるとき。

- 三 第7条に規定する届出又は第13条に規定する報告について、虚偽があったとき。
 - 四 第9条第1項の届出がないまま、指定を受けた事業者が法人等として解散、精算または休止したことを埼玉県が知ってから1年以上経過したとき。
 - 五 前各号に定めるもののほか、政令第3条第2項各号に掲げる要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
 - 六 第3条第6項及び第7項に基づく指示に従わないとき。
 - 七 第5条により指定を受けた内容と第14条の内容に齟齬があったとき。
 - 八 第5条の但し書以下により条件付きで指定を受け、指定を受けた研修が他の研修指定機関からの指定の取り消しを受けたとき。
- 2 前項の指定取消を行う場合には、原則として、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条の定めるところにより、聴聞の手続をとるものとする。

(留意事項)

- 第16条 事業者は、研修の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかななければならない。
 - 3 事業者は、知り得た個人情報の保護に努めるものとする。
また、正当な理由がなく第三者に提供し、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 4 事業者は、受講者等に対し、実習等で知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用することのないよう指導しなければならない。

(準用)

- 第17条 政令第3条第1項第1号イに定める研修については、原則として、この要綱に準じて実施するものとする。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、事業者の指定に関し必要な事項は、高齢者福祉課長が要領等で別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

なお、平成30年9月30日までに埼玉県介護職員養成研修事業指定要綱の指定を受けた研修については、埼玉県介護職員養成研修事業指定要綱の効力を受ける。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。